郵送による申請等手続きについて

各区役所道路公園センター財産管理担当で受け付けている一部の申請等手続きについて、土地 境界確定等事務取扱要領の改訂に伴い、令和3年4月1日から郵送による申請・交付が可能となり ました。

郵送による申請受付対象

- · 土地境界確定等申請書
- · 土地境界承諾書交付申請書

- · 土地境界確定図交付申請書
- · 測量座標值交付申請書

郵送による交付対象

- · 土地境界確定図交付申請書
- · 十地境界承諾書交付申請書

· 測量座標値交付申請書

郵送物の種別

・封書の普通郵便 ・現金書留 ・レターパック等

《注意事項》

申請書と一緒に添付図書も送付ください。交付においても郵送を希望する場合は、交付が可能かどうか担当部署に確認の上、切手を貼り返信先を記載し同封してください。

申請日は申請書の発送日とし、受理日は書類を担当部署が確認した日とします。申請書の記載もれ、記入ミス又は添付図書の不足があった場合は、担当部署から連絡をいたします。

手数料

土地境界確定図交付又は土地境界承諾書交付申請書の交付は下記のとおりとします。

- ・ 納入通知書による場合
 - 担当部署から申請者に納入通知書を送付いたします。手数料の納付を確認後書類を交付します。
- ・ 現金書留による場合
 - 担当部署から申請者等に手数料額を伝え、現金書留の到着後、書類を交付します。
- ※ 釣銭の対応は行いません。

問合せ先

建設緑政局道路河川管理部管理課 電話044(200)2817

各区役所道路公園センター財産管理担当

川崎区 電話044(244)3206 幸 区 電話044(544)5500 中原区 電話044(788)2311 高津区 電話044(833)1221 宮前区 電話044(877)1661 多摩区 電話044(946)0044

麻生区 電話044(954)0505